



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2022 年 7 月号

No.256

No.256 (2022 年 7 月号) <6 月 25 日発行>

今月号の注目記事

【不便益とシステム監査】



巻頭言

『学術研究分野における個人情報保護』

会員番号：1760 斎藤由紀子（副会長 個人情報保護監査研究会主査）

2021 年 11 月に続き、2022 年 5 月 18 日の月例研究会では「令和 3 年個人情報保護法改正について」として、個人情報保護委員会からご講演いただいた。2020 年、2021 年の法改正は、我が国における民間事業者および行政機関等が、個人情報保護の理念を共有して法を遵守するという崇高な内容となった。本文に講演録が掲載されているので、ご一読いただきたい。> P11 第 267 回月例研究会：講演録

法改正で注目されている一つに、学術研究機関等の「適用除外」の精緻化・明文化がある。これまで「適用除外」とは、法の適用外と解釈されている面もあったが、利用目的の特定、不適正な利用の禁止、適正な取得、利用目的の通知、データ内容の正確性の確保、安全管理などの規律が課せられることが明確になった。そのうえで、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、本人の同意なく個人情報を取得、第三者提供ができることが明確にされた。「真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。」とされている。

引用：令和 3 年 6 月個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方」6 ページ

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf

また、第 149 条 1 項には、“委員会は・・・個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。”と明記されている。改正個人情報保護法は結構過激でリベラルである。

以上

<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

○ 巻頭言	1
【 学術研究分野における個人情報保護 】	
1. めだか	3
【 この変化の時代にシステム監査を目指すもの - 資本主義の方程式 - 】	
2. 投稿	4
【 不便益とシステム監査 】	
投稿2 【 コラム 】 システム監査のための、法律・会計再入門 (7)	
3. 本部報告	11
【 第 267 回月例研究会：講演録 】 テーマ：「令和3年改正個人情報保護法」について	
4. 注目情報	14
【 「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き (チェックリスト) 第3版」を公表 (総務省) 】	
5. セミナー開催案内	15
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	16
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	18

めだか 【 この変化の時代にシステム監査が目指すもの - 資本主義の方程式 - 】

この変化の時代にシステム監査が目指すものを考える。この変化の時代とは気候変動を始め新型コロナウイルスのパンデミック等々であり、システム監査が目指すものとは正しさである。現代において私たちは常に変化と共にあることを知りシステム監査を考える。



日本経済は貧しい経済（成長経済）から豊かな経済（成熟経済）に変化していくという時代にあるようだ。以下は資料によっている。資本主義経済の変遷を説明する基本方程式は人々の消費・貯蓄選択を表現している。

基本方程式：

$$y(m, c) + \Delta(a, c) = \rho + \pi$$

流動性プレミアム 資産プレミアム 時間選好率 物価上昇率

m : 貨幣 a : 資産 c : 消費

人々は、月々手にする所得のうちから、いくらかを消費に回し、いくらかを貯蓄に回して資産を増やすかを決めている。このとき、貯蓄の有利さと消費の有利さ（＝貯蓄の機会費用）の2つを比べて有利なほうに資金を回すから、消費と貯蓄はいつも同じ有利さになる。

貯蓄の有利さから考えてみよう。もし所得を貯蓄に回し、利子や収益を生む資産、たとえば債券や株式を購入して一定期間保有すれば、1円当たりの名目利子（貨幣単位で測った利子。利子率が1%なら0.01円）や収益が得られる。それだけではなく、資産が増えるからカネをたくさん持っているという満足感（資産選好）も得られる。この満足感の大きさを資産プレミアムと呼ぶ。

資産プレミアムの意味を考える上で重要な点は、1円多く持つことの満足度を表す資産プレミアムとは、1円分多く消費することの満足度とはまったく違う、ということである。つまり、1円を消費のために「使う」ことによって得られる満足ではなく、1円を「使わずに保有しておく」ことから得られる満足である。1円を保有していれば、1円は失なわれないまま、資産プレミアム $\Delta(a, c)$ 円分の消費に相当する満足が得られる。

この変化は、目まぐるしく変わる歴史の変わり目となる。変化の時代にシステム監査が目指すものを考え、そして、さまざまな出来事と役割に対し改めて考えてみるのが求められる。（空心菜）

資料：「資本主義の方程式 経済停滞と格差拡大の謎を解く」小野義康著 中公新書 2679

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、S A A Jの見解ではありません。）

<目次>

投稿【不便益とシステム監査】

会員番号 436 大石正人

情報システムは長い間、業務やサービスの処理において、効率性を最優先に進化を遂げてきました。コストが安く、できるだけ処理が速いことが求められてきたといえます。併せて、システム監査では、安全性や信頼性、正確性や有効性にも目配りをして点検してきたはずですが、事業体にとっては効率性こそがシステム化の目的であったといつてよいでしょう。

いわばコスト・パフォーマンス（コスパ）こそが、システム化の最重要事項だったといえます。そこに最近はその時間の効率性（タイムパフォーマンス。タイパあるいはタムパと略されることも増えているようです）が加わりました。

代表例は「ファスト化」です。ファーストフードはテイクアウトにも便利で、短時間で食事がとれる場所として、まちなかになくなくてはならない存在になりました。ついではファッションの世界でも「ファスト化」が進み、手軽な値段で買い求められる服装がまちなかの後継になりました。そして「ファスト」を売り物にしたモノやサービスが、富裕層を例外として（特売にも並ぶ日本ではそうでもなさそうですが）、いまや現代人の典型的な行動パターンにマッチしたものとして隆盛を遂げています。

こうした町の風景の同質化を、社会学者の三浦展は「ファスト風土化」と呼びましたが（もちろん語呂合わせ、で）、確かにどの地域に所用や旅に出かけても、駅前の風景はカフェにせよ、食事処にせよ、物販店にせよ、おなじみのチェーン店の看板が並んでいます。

実際現代人の生活を振り返ってみると、特に近年は、このファスト化による同質化の進展とともに、一段と時間効率が重視されるようになりました。代表例はテレビ番組や映像世界の「早送り」です。

テレビの映像が急に早送りになったりする放映は従来からみられますが、今や映画においても、予告編に飽き足らず、無断で短縮版を動画配信する「ファスト映画」が問題になっています。いわば積極的にネタバレを推奨するもので、著作権侵害として違法性が指摘されています。

これもネット配信が主流になったなかでの「タイパ」重視指向のあだ花なのかもしれません。

こうした思考はすでに読書空間でも生じていました。文字文化の中でも「〇分、〇時間でわかる」をうたった解説本、縮約本が以前よりそれなりに隆盛を遂げています。原著が数百ページ、場合によっては数千ページにわたるため、読み通すには忍耐と辛抱が必要なので、ある意味では安易に、短時間で「読んだつもり」になる「ファスト化」、タイパ要請にマッチしたものになります。

タブレットにダウンロードした電子書籍を、横に早回しして読んでいる姿は、まさにタイパ行動のあらわれそのものといえます。

とにかく現代人は欲張りで忙しすぎます。そして情報システムはこうしたタイパの要請にこたえるものとして、日々進化を遂げているともいえます。

では情報システムは効率性さえ実現できればよいのでしょうか。

近年隆盛を遂げている暗号資産や最近流行のNFT（鑑定付きデジタル資産）では、資産の改ざんや意図せざる流出、流失が問題になり始めました。資産価値があるものは、悪意を持って盗取しようとする行為者にとっては、格好のターゲットで、実際に強権国家の中には、こうした資産に照準を絞って、ハッカー集団の育成を図り、暗躍させている、という指摘が相次いでいます。

こうした観点から、システムの安全性や信頼性を含め、情報セキュリティ管理も重視されてはきました。

しかし現代人のタイパ指向はやむところを知らないようです。代表例は移動手段です。スマホのアプリを使えば、移動経路の案内に止まらず、乗り換えに便利な乗車位置の示唆、移動ルートなど、最も効率的な移動方法を知ることができます。地図やGPSによる位置情報を使って、予め移動経路をシミュレートすることもできま

す。すでに下調べ、の段階で行った気分になってしまうのです。

感染症蔓延下では、むしろバーチャルツアーと称して、映像などコンテンツをもう少しブラッシュアップして提供する試みが広がりましたが、個人でもそれなりにバーチャル移動シミュレーションができるのです。

しかしこうしたサービスを活用して、利便性を最優先に実際に移動できる「移動強者」はいわば元気な働き手世代の特権であって、例えば高齢者や移動に障害のある人々にとっては、必ずしも歓迎できるものではありません。健常者や移動強者中心の街づくり、システム作りは、次第に時代の要請に反しているように感じられるのです。

いわばスローライフ、の価値をもう一度見直す、そうしたものをささえるものとして、システムづくりを考える、システムづくり手も、例えばそれを監査する立場の人々も、そうした視点を持つ必要性が生じてくる予感があります。

皆さんは「不便益」という概念をご存知でしょうか。ここでは代表例として、自動車の変速機を取り上げます。いまや主流となったAT（オートマ）ですが、実は悪路においてはMT（マニュアル車）が有利、などとされます。AT車は確かにシフトのアップ・ダウン操作が不要で、便利ようですが、逆に、アクセルとブレーキの踏み違いなど、操作ミスによる自己誘発的な側面はかねて指摘されてきました。

しかし不便益はそうしたフェイルセーフ（失敗安全）に止まらない、不便ゆえの利便性に着目した概念なのです。関心を持たれた方は、川上浩司著「不便から生まれるデザイン」化学同人刊や京都大学不便益研究所のサイトをご覧ください。

（注）不便益システム研究所 | 気付けばしあわせ、不便の益！あなたの生活を豊かにする！（fuben-eki.jp）
<http://fuben-eki.jp/>

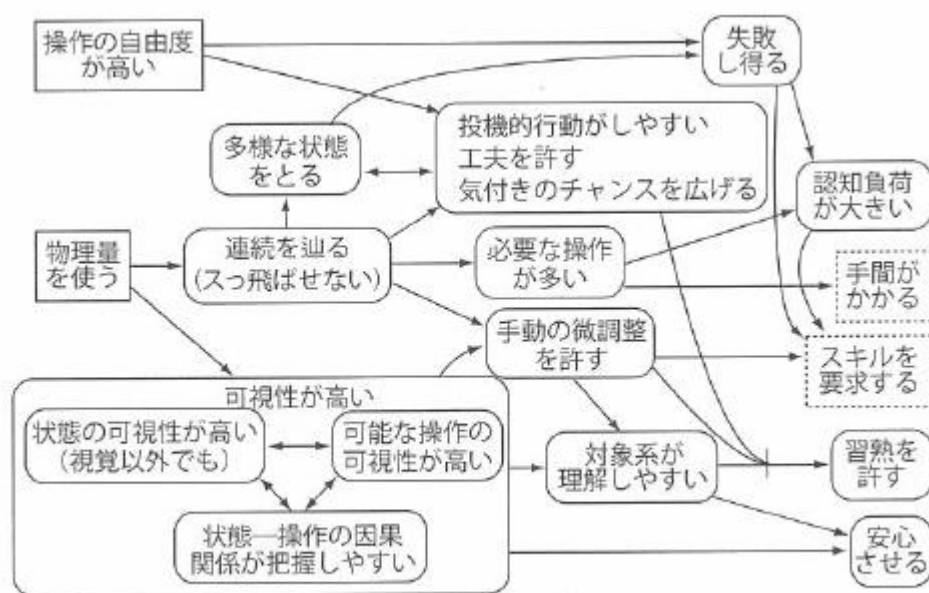


図 2-2 AT に対する MT の不便と益

（注）川上 浩司著「不便から生まれるデザイン」（株）化学同人刊

つまり多少効率性は犠牲にしても、手間をかけることによって、却ってシステムを使いこなすスキルが身についたり、活用したりする意識が高まる効果が期待できる、ということのようです。

（参考）より一般化した概念図もこちらに提示します。

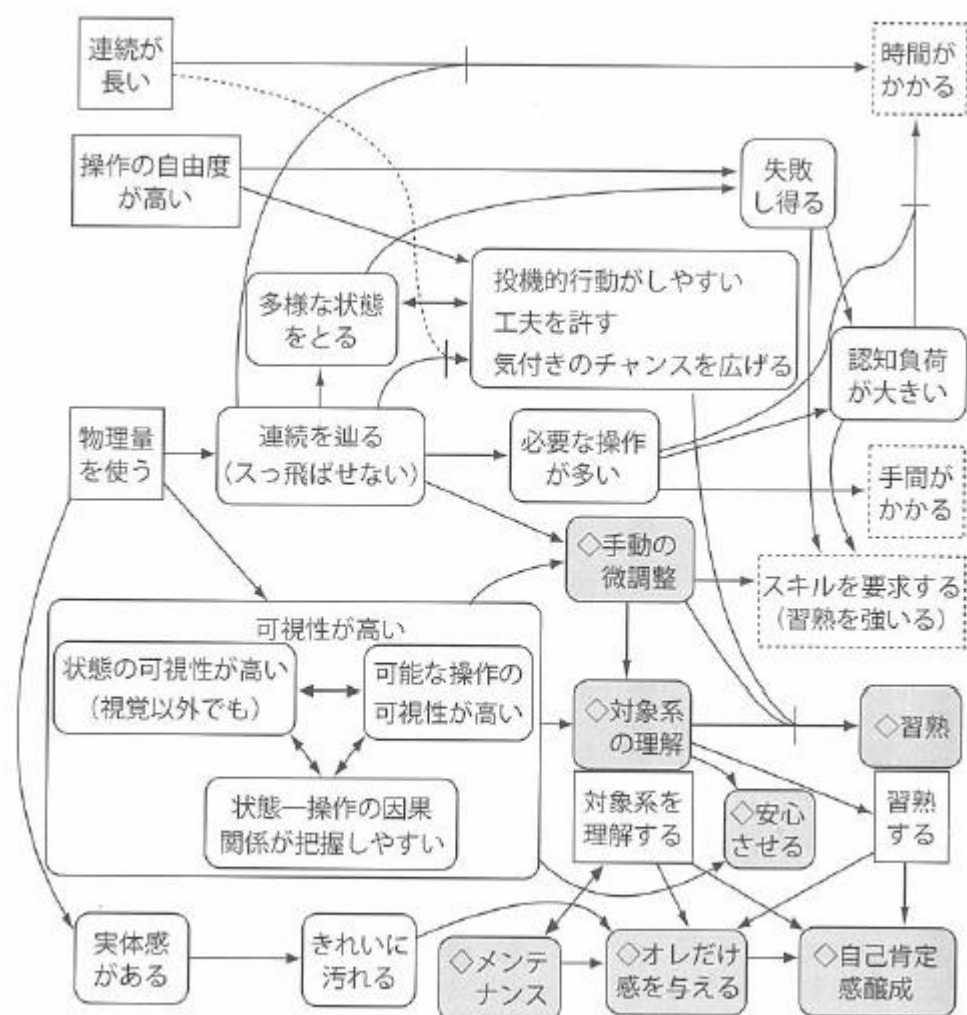


図 3-1 不便益の関係

(注) 前掲書

なおこのプロジェクトの関連で、弱いロボットの試みも興味深いものがあります。弱いロボット、とは、「ひとりでは何も出来ないロボット」で、従来の「便利でひとの役に立つ」概念とは真逆、むしろ人の方がロボットを助けたい、そんな取り組みです。豊橋技術科学大学の岡田美智男教授のプロジェクトが著名です。
<https://www.icd.cs.tut.ac.jp/>

私が大好きなのはゴミ箱ロボット「Sociable Trash Box」。思わず周囲が、「彼」のためにゴミ拾いを手伝うことになる、そのシーンはいつまでも見飽きない楽しさに満ちています。

(注) よちよちと動き回りながらゴミの近くに移動し、動きと音声で人にゴミを拾い入れてもらうよう「お願い」することしかできない。

https://www.gizmodo.jp/2013/11/post_13511.html

つまり多少効率性は犠牲にしても、いやむしろ周囲を巻き込み手間をかけたり、回り道することによって、却ってシステムを使いこなすスキルが身についたり、活用したりする意識が高まる効果が期待できる、ということのようです。

これを、例えばシステムのチェックや第三者目線での監査にどう応用すればよいのか、は今後の課題にしたいと思いますが、いずれにしても（安全性、信頼性に止まらない）効率性以外の価値をシステムデザインに取り入れているか、そうしたサービスを提供しようとしているか、を利用者の立場での新たな選択眼、あるいは第三者検証者人の視点として持ちうる可能性を指摘しておきたいと思います。

<目次>

【コラム】システム監査のための、法律・会計再入門（7）

会員番号 1644 田淵隆明（近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト）

§1.はじめに

先日、近畿支部の研究会で講演をさせて頂いた(詳細は、報告書を参照のこと)が、2006年の会計制度の改悪による「研究開発費の一律費用処理」とそのことによる製造業への甚大なダメージについても取り上げた。

先日、改正「医薬品・医療機器等法」(=「薬機法」、旧称は「薬事法」)が成立し、国産コロナ薬が早期承認される可能性が高くなったが、「研究開発費が一律費用処理されるにも関わらず、大半が損金算入されない」という異常事態がなければ、今頃、国産のワクチン・飲み薬が多数流通していたであろう。**この G7 唯一の異常な制度は、産業競争力のみならず国民の健康にも甚大なイメージを与えている。即刻改正が必要**である(→文献[6]-[9])。

【解決方法】

- ①財務諸表規則等を改正して、国際会計基準(IFRS)のように研究開発費を無形固定資産に計上可能にする。
- ②財務諸表規則等を改正して、繰延資産の「開発費」の定義を法人税法に揃える。
- ③国際会計基準(IFRS)、修正国際基準(JMIS)を個別財務諸表を含めて全ての企業が自由に使えるよう規制緩和にする。

§2.SAP の月次処理・年次処理入門

1月号でSAPの基本的な仕訳(①購買、②在庫管理、③製造、④販売、⑤部材の支給)を取り上げたが、今回は読者の方々の御質問にお答えして、締処理(①品目締め(MM)、②財務会計締め(FI)、③固定資産管理締め(FI-AA)、④管理会計締め(CO))を取り上げることとする。(→詳細は文献[4],[5])

※Module 欄→FI：財務会計、CO：管理会計、SD：販売管理、MM：購買管理・在庫管理、

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
月次更新	1		会計期間及び品目期間締め①			※月次締め処理は2回に分けて実施	
		1	会計期間(当月度)のオープン	OB52	FI	6月上旬に月次処理を実施する場合、6月をオープンにする。	
		2	品目期間の現時点でのシステムの月次の確認	MMRV	MM	6月上旬に月次処理を実施する場合、変更前の月度はxx年5月である。	
		3	品目期間の「月度」を進める	MMPV	MM	6月上旬に月次処理を実施する場合、変更後の月度はxx年6月になる。	
		4	前月分の在庫関係の入力を可能にする	MMRV	MM	前月分の過及処理、棚卸処理のため	6月上旬に実施する場合、5月分の入出庫の入力を許容する。(4月以前は入出庫の入力不可)
		5	★月度を進めたことの通知	システム外	---		
		6	在庫履歴の確認	MMBEなど	MM		
		7	新標準原価が反映されていることの確認及び修正	MM02/03	MM		
		8	棚卸資産の評価損益を確認する	FAGLL03	FI	ここで言う棚卸資産とは、「製品」、「商品」、「半製品」、「部品」、「原材料」	SAPでは仕掛品はGL勘定であり、個別の品目毎の金額は持たない。
	2		外貨換算マスタの更新				
		1	外貨換算マスタの更新	OB08	FI		
	3		手動での決算仕訳				
		1	手動での決算仕訳の入力	FB01	FI		
	4		定期的な決算仕訳の作成				
		1	(事前準備)定期的な仕訳の作成	FBD1	FI		
		2	定期的な決算決算仕訳の呼出	F.14	FI		
		3	定期的な決算決算仕訳の転記	F.14	FI		

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
月次更新	5		棚卸減耗費				
		1	在庫一覧	MMBE	MM		
		2	在庫レポートの作成	MB52	MM		
		3	実地在庫による調査の実施	システム外	MM		
		4	在庫数量の計数入力	MI09	MM		
	6		棚卸減耗費の計上	MI20	MM	[仕訳例] 棚卸減耗費 XXX / 棚卸資産 XXX	背後でMIGOが実行される
		1	低価法評価損の計上				
		2	(事前準備)製品等の市場価格の調査	システム外	MM		
	7		低価法評価損の計上	MRN8	MM	[仕訳例] 低価法評価損 XXX / 棚卸資産 XXX	
		2	減損処理				
	8		勘定割当モデルの設定	FKMT	FI(AA)		
		2	勘定割当モデルの実行	F-22	FI	F-02,F-43などでも可能	
			品目変換(振替転記)				
		1	変換する品目の選択	MIGO	MM		
	2		品目変換の実行	MIGO	MM	[仕訳例] 棚卸資産 XXX / 棚卸資産 XXX 評価損 XX /	棚卸資産 XXX / 棚卸資産 XXX 評価損 XX /

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
月次更新	9		SD関連のトランザクションから債権を確認				
		1	債権の確認(経理)	FBL5N	FI		
		2	出荷済・未請求の債権一覧の確認	VFX3	SD		
		3	出荷済・未請求の債権の入力	VF04	SD	VF01も使用可能	
	10	4	債権の再確認	FBL5N	FI		
			GR-IR(入庫請求仮勘定)の振替				
		1	(事前準備)GR-IRの残高の振替先の流動負債科目の決定	システム外	FI	伝票タイプは標準ではSU 消費税のインボイス照合で重要	通常は「その他流動負債」など
	11	2	GR-IR(入庫請求仮勘定)の振替	F.13	FI	※翌月初に逆仕訳が必要	
			MM関連のトランザクションから債権を確認				
		1	債務の確認(経理)	FBL1N	FI		
	12	2	入庫済・未請求書照合の債務の入力	MB5S	MM		
		3	債務の再確認(経理)	FBL1N	FI		
	13		消費税レポート				
		1	消費税レポートの作成	S.ALK_87012357	FI		
	14		未払消費税				
		1	未払消費税の転記	FB41	FI	〔仕訳例〕 仮受消費税 1,500,000 / 仮払消費税 1,000,000 / 未払消費税 500,000	
		2	課税売上割合の計算	システム外	FI	「個別対応方式」(消費税法第30条第2項第1号)か「一括比例配分方式」(同第2号)のどちらが採用されているか注意が必要。	アドオンならば自動計算可能 ※2012/04以降、課税売上高が5億円を越えると、課税売上割合が95%以上でも全額控除はできなくなった。
		3	控除対象外消費税額の転記	FB01	FI	〔仕訳例〕 控除対象外消費税額 45,000/未払消費税 45,000	
	1-N		【消し込み前】その他のレポート				
		1-N	債権・債務消込前に作成する各種レポート作成	各種TrCD	FI		

ここまでが修正に関する部分である。続いて消込処理・外貨再評価・償却・原価差異計算などに進む。

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
	15		消込・各種振替伝票				
		1	現金出納帳関連	FBCJ	FI	〔仕訳例〕 現金 XXX / ○○益 XXX	〔仕訳例〕 ○○費 XXX / 現金 ○○○
		2	債権の消込	FB05	FI	〔仕訳例〕 当座預金 XXX / 売掛金 XXX	〔仕訳例〕 当座預金 XXX / 未収入金 XXX
		3	債務の消込	FB05	FI	〔仕訳例〕 買掛金 XXX / 当座預金 XXX	〔仕訳例〕 未払金 XXX / 当座預金 XXX
		4	自動支払	F110	FI	〔仕訳例〕 買掛金 XXX / 当座預金 XXX	〔仕訳例〕 未払金 XXX / 当座預金 XXX
		5	その他振替伝票	FB01	FI		
	16		外貨換算関連・為替再評価				
		1	(事前準備)外貨換算レポートのデータを作成する	システム外	FI		
		2	ファイルをアップロード	TBEX	FI		
		3	外貨換算レートマスタの設定の確認	OB08	FI		
	17	4	為替再評価の実施	FAGL_FC_VAL	FI		
			減価償却				
		1	減価償却のテスト実行	AFAB	FI(AA)		
		2	減価償却の本実行	AFAB	FI(AA)		
	18	3	結果の確認	AFBP	FI(AA)		
		4	減価償却の結果の確認	AW01N	FI(AA)		
	19		償却資産税レポート			12月度決算時のみに実施	無形固定資産は課税対象外
		1	対象資産の償却状況の確認	AW01N	FI(AA)	償却資産税の償却方法は「旧定率法」であり、会計とは異なる	土地・建物の評価額は独自の計算式
		2	レポートの表示・内容確認	S.ALN_01001767	FI(AA)		
	20	3	レポートの印刷	S.ALN_01001767	FI(AA)		
			実際原価計算				
		1	(事前準備)配賦マスタの整備	KSU1/2/3	CO		
		2	(事前準備)付替マスタの整備	KSV1/2/3	CO		
		3	実績配賦	KSU5	CO		
		4	実績付替	KSV5	CO		
		5	【実際費率計算①】予定原価分割	KSS2	CO	KP26で「活動非依存」の予定原価に対応するものが対象	
		6	【実際費率計算②】実際活動価格計算実行	KSI1	CO		
		7	【実際費率計算③】実際活動価格で再評価	CON2	CO		
		8	【指図決済①】仕掛品計算	KKAO	CO	KKAXは個別の指図に対する処理	
		9	【指図決済①】仕掛品計算の結果照会	KKAQ	CO	KKAYは個別の指図に対する照会	
		10	【指図決済②】差異計算	KKS1	CO		
	20	11	【指図決済③】実績決済	CO88	CO	KO88は個々の指図に対する処理	
		12	品目元帳	CLMLCP	CO	品目元帳の原価計算コックピット	
			会計基準間の調整			JGAAPとIFRSなど	
		1	JGAAP→IFRS	FB01L	FI		
	20	2	JGAAP→USGAAP	FB01L	FI		
		3	JGAAP→JMIS	FB01L	FI	日本版修正国際基準	
		4	その他会計基準変換	FB01L	FI		

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
	21		会計期間及び品目期間締め②			※月次締め処理は2回に分けて実施	
		1	前月分の在庫関係の入力を不可にする	MMRV	MM	以後の前月分選及処理、棚卸処理の禁止のため	6月上旬に実施する場合、5月分の入出庫の入力を禁止する。
		2	会計期間(前月度)のクローズ	OB52	FI	6月上旬に実施する場合、5月分を閉じる	
		3	管理会計期間の締め	OKP1	CO	COの各種データを入力不可にする	
	22	4	★上記の締め処理の通知	システム外	---		
			財務諸表				
		1	BS・PLの表示・内容確認	S_ALR.87012284	FI		
		2	BS・PLの印刷	S_ALR.87012284	FI		
		3	CFの表示・内容確認	S_ALR.87012272 S_ALR.87012273	FI	直接法の場合はS_ALR.87012271	
		4	CFの印刷	S_ALR.87012272 S_ALR.87012273	FI	直接法の場合はS_ALR.87012271	
		5	その他の財務諸表の表示・内容確認	各種TrCD	FI		
		6	その他の財務諸表の印刷	各種TrCD	FI		
		7	管理会計用レポートの表示・内容確認	各種TrCD	CO		
		8	管理会計用レポートの印刷	各種TrCD	CO		

○年次更新(年度末にのみ実行する)

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
年次更新	23		固定資産に関する年次更新				
		1	固定資産管理の「年度」を進める	FAA_CMP	FI(AA)		
		2	固定資産管理の前年度の入力を不可にする	FAA_CMP	FI(AA)		
	24		一般会計に関する年次更新				
		1	(事前準備)当期純利益の繰越先BS科目の指定	OB53	FI	PL合計=当期純利益	
		2	BS勘定残高とPLの当期純利益の繰越	FAGLVTR	FI		
		3	統制勘定(債権・債務)の残高繰越	F.07	FI	Type=D(債権),K(債務)	

○月次更新・年次更新の以前に実施しておくべき事前準備

実施時期	大項目	小項目	作業内容	TrCD	Module	備考1	備考2
前年度	事前1		共通マスタなど				
		1	組織マスタ	SPRO			
		2	品目マスタ	MM01/02/03	MM		
		3	BPマスタ	BP			
		4	(事前準備)BOMの整備	CS01/02/03	CO		
		5	(事前準備)作業手順の整備	CA01/02/03	CO		
		6	(事前準備)製造バージョンの登録	MM02	CO	マスタはC223	
	事前2	7-N	その他共通マスタ	各種TrCD			
			予定原価計算				
		1	(事前準備)BOMの確認	CS01/02/03	CO		
		2	(事前準備)作業手順の確認	CA01/02/03	CO		
		3	(事前準備)製造バージョンの確認	MM02	CO	マスタはC223	
		4	(事前準備)活動投入量計画(活動依存)	FP26	CO		
		5	(事前準備)活動投入量計画(活動非依存)	FP26	CO		
		6	(事前準備)活動消費計画(時間など)	FP06	CO		
		7	(事前準備)統計キー数値入力	FP46	CO		
		8	配賦マスタの整備	KSU7/8/9	CO		
		9	付替マスタの整備	KSV7/8/9	CO		
		10	予定配賦	KSUB	CO		
		11	予定付替	KSVB	CO		
		12	【予定費率計算①】予定原価分割	KSS4	CO	KP26で「活動非依存」の予定原価が対象	
		13	【予定費率計算②】計画活動価格計算実行	KSPI	CO		
		14	【標準原価】標準原価計上	CK40N	CO		

§3.SAPのためのドイツ語入門

今回も引き続き語順を取り上げる。今回は分離動詞 an||nehmen の場合である。分離動詞は英語の pick up や go out と同様に、動詞+副詞で構成されるものである。ただし、主文(主節)の場合で、能動態の現在形と過去形以外は分離しない。また、過去分詞は an^{ge}nommen、zu 不定詞は an^{zu}nehmen となり、過去分詞の標識 ge と不定詞の標識 zu は挟み込まれることになる。これについては、ギリシャ語の現在完了・過去完了における畳音においても同様の現象が起こる。

★具体的な例文: Er nimmt einen Apfel an.を示すが、ここでも、主文(主節)と副文(従属節)では語順が異なる。

副文における肯定文/否定文				従属接続詞	受動動作主 von + 与格	目的語	(否定)	本動詞	直前に要求するもの			ビリオド
話法の助動詞無し	分離成分有り	態	完了か						過去分詞 受動を作る werden sein	過去分詞 完了を作る haben sein	原形 未来を作る werden	
1	能動	×	現在	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annimmt				
2	能動	×	過去	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annahm				
3	能動	×	未来	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annehmen			wird	
4	能動	○	現在	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		hat		
5	能動	○	過去	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		hatte		
6	能動	○	未来	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		haben	wird	
7	動作受動	×	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	wird			
8	動作受動	×	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	wurde			
9	動作受動	×	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	werden		wird	
10	動作受動	○	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	ist		
11	動作受動	○	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	war		
12	動作受動	○	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	sein	wird	
13	状態受動	×	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	ist			
14	状態受動	×	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	war			
15	状態受動	×	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	sein		wird	
16	状態受動	○	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	ist		
17	状態受動	○	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	war		
18	状態受動	○	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	sein	wird	

※1.この場合のwerdenの過去分詞はwordenであり、geが付かない。

副文における肯定文/否定文				従属接続詞	受動動作主 von + 与格	目的語	(否定)	本動詞	直前に要求するもの			ビリオド
話法の助動詞無し	分離成分有り	態	完了か						過去分詞 受動を作る werden sein	過去分詞 完了を作る haben sein	原形 未来を作る werden	
1	能動	×	現在	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annimmt				
2	能動	×	過去	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annahm				
3	能動	×	未来	dass	er	einen Apfel	(nicht)	annehmen			wird	
4	能動	○	現在	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		hat		
5	能動	○	過去	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		hatte		
6	能動	○	未来	dass	er	einen Apfel	(nicht)	angenommen		haben	wird	
7	動作受動	×	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	wird			
8	動作受動	×	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	wurde			
9	動作受動	×	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	werden		wird	
10	動作受動	○	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	ist		
11	動作受動	○	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	war		
12	動作受動	○	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	worden	sein	wird	
13	状態受動	×	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	ist			
14	状態受動	×	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	war			
15	状態受動	×	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	sein		wird	
16	状態受動	○	現在	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	ist		
17	状態受動	○	過去	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	war		
18	状態受動	○	未来	dass	ein Apfel von ihm		(nicht)	angenommen	gewesen	sein	wird	

※1.この場合のwerdenの過去分詞はwordenであり、geが付かない。

§4.消費税のインボイス制度についての補足

上記の研究会でも取り上げたが、ネットの世界では「インボイスでは赤字でも売上の10%を取られる」という流言も飛び交っているが全くの誤解である。企業会計基準第29号にもあるように、「**仮受消費税は「売上の一部」ではなく、あくまでも「預かり金(負債)」である。**経済や消費税の仕組みについては、高校の「公共」で教えるべきである(投資も単元に入っているが、簿記のしくみのほうが重要であると思われる)。(→文献[1],[2],[3])

なお、インボイス方式移行に伴い、明細単位の端数処理はできなくなり、**(内税も外税も)税率毎に纏めた上で税率計算を行い、端数処理は税率区分毎に各1回しかできなくなる**ことに留意が必要である。**【システム監査専門家の出番】**

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等については、必ず、御自身でご担当の顧問会計士その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕: "In Varietate Concordia", EUの知恵に学べ IFRSでは何故そう考えるのか? Ver7 (2022/04/18) ★←新規改定★
- [2]「軽減税率」田淵隆明が語る、
- [3]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考 (2022/06/13) ★←新規改定版★
- [4]SAPのオンライン・マニュアル [https://lyricsodus.com/skill/SAP.html?genre=\(KKF6M%20OR%20KKF6N\)&lang=ja-JP](https://lyricsodus.com/skill/SAP.html?genre=(KKF6M%20OR%20KKF6N)&lang=ja-JP)
- [5]SAPのトランザクション・コード一覧(SE93でも検索可) http://www.enjoyops.de/interessantes/index/ja/tcod/tcod_k_ja.php5
- [6]癌ウィルス療法 <https://www.youtube.com/watch?v=lzVyIe2mm4s>
- [7]癌ウィルス療法 <https://www.youtube.com/watch?v=2E89qz2UGXs>
- [8]キラーT細胞によるコロナ治療 <https://www.youtube.com/watch?v=MQIfyzFNtcw>
- [9]塩野義コロナ飲み薬審議へ 6月下旬、緊急承認も検討 <https://news.yahoo.co.jp/articles/4e33492a85957e24815de94c80d7c4d2bf8bda7d>

<目次>

第 267 回月例研究会：講演録**テーマ：「令和 3 年改正個人情報保護法」について**

会員番号 2552 柳田正

【講師】個人情報保護委員会事務局**参事官補佐 富舎修(とうしゃおさむ) 氏****【日時・場所】2022 年 5 月 18 日(水)18 時 30 分～20 時 30 分、オンライン(Zoom ウェビナー)****【テーマ】「令和 3 年改正個人情報保護法」について****【要旨】**

令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号)により、公的部門及び民間部門における個人情報等の取扱いに関する規律が個人情報保護法に一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定され、全体を個人情報保護委員会が一元的に所管することとなりました。

本講演では、改正後の個人情報保護法について、改正の目的・骨子、改正法の各規律の概要等をご説明するとともに、令和 5 年春の完全施行に向けた今後のスケジュールや地方公共団体等において必要となる対応等についてご説明します。

【講演録】

本講演は、2021 年 10 月第 261 回月例研究会の講演を踏まえ、令和 3 年(2021 年)5 月の個人情報保護法改正内容を中心としたものである。

I. 改正法の概要**1. 目的等**

改正法は、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護、個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保、デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応を目的としており、地方公共団体においては、こうした目的を踏まえ、期待される効果が実現されるような対応が望まれる。

2. 骨子**①法体系の一本化**

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合する。

②公的部門の規律統一

地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。

③病院・大学・研究機関の規律統一

医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同

等の規律を適用する。

④公的部門の規律見直し

令和 2 年個人情報保護法改正（民間部門）の反映など、公的部門に新たなルールを導入する。

3. 学術研究分野における規律の概要

学術研究分野を含めた GDPR の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する。

4. 地方部分の施行に向けた対応状況

委員会は令和 3 年に全国の地方公共団体を対象とした説明会を 2 回実施した。また、政令、規則、ガイドライン、事務対応ガイド及び Q&A の改正・策定を行うとともに、全国の地方公共団体から随時寄せられる電話・メール等による問合せに対応している。

地方公共団体においては、改正法を前提とした行政事務・サービスの法的位置付けの整理及び改正法の施行に向けた条例・体制の整備が必要となる。

II. 行政機関等に適用される規律

地方公共団体に対しても、令和 5 年 4 月以降は基本的に国の行政機関と同様の各規律が適用される。各規律の内容については、委員会が公表しているガイドライン、事務対応ガイド、Q&A 等も御参照いただきたい。

条例要配慮個人情報に係る条例の規定を定めた場合の漏えい等の報告等、地方公共団体に独特の規律も一部存在する。また、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度は、当分の間は都道府県・政令市のみに対応が義務付けられ、それ以外の地方公共団体の対応は任意である。

法改正により、法の解釈を委員会が一元的に担う仕組みとなったことから、地方公共団体における審議会等への諮問は専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに限り行うこととされており、事務対応ガイドや Q&A で考え方を示している。

また、改正法と条例の関係、条例で定めることが必要な事項、許容される事項、許容されない事項についても、ガイドライン、事務対応ガイド及び Q&A で考え方を示している。

III. 政令・規則・公的部門ガイドラインの改正

1. 政令・規則の改正

- ・施行令改正: 保有個人情報とは、行政文書・法人文書・地方公共団体等行政文書に記録されている個人情報に限るとされているところ（法第 60 条第 1 項）、地方公共団体等行政文書から除外するものとして、公報（国の官報に相当）等や公文書館等で特別の管理がされているものを規定したもの。他
- ・施行規則改正: 漏えい等の報告等を要する事態の追加として、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等について、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 68 条に基づき行う報告及び通知の対象とする旨を規定したもの。他

2. 公的部門ガイドラインの改正

令和 3 年改正法の完全施行に向けて、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、地方公共団体からの御意見等も踏まえて「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政

機関等編)」を改正したもの。

IV. スケジュール

国の行政機関・独立行政法人等に関する規律については、令和４年４月１日に施行されており、令和５年４月１日に地方公共団体の機関等を含め全面施行となる予定である。

【所感】

今回の講演は、改正法の要点や、政令・規則・ガイドライン等の公開と今後のスケジュールについて簡明且つ丁寧の説明いただいた。今後本格的に運用されることに伴い、更なる理解に努め、監査業務の一助としていきたい。



<目次>

注目情報（2022.5～2022.6）**■ 「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）第3版」を公表
（総務省）**

総務省は、5月に「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）第3版」を公表した。

総務省では、従来から、テレワークを業務に活用する際のセキュリティ上の不安を払拭し、安心してテレワークを導入・活用するための指針として「テレワークセキュリティガイドライン」を策定してきた。

本書は、このガイドラインを補うものとして作成された。具体的には、予算やセキュリティ体制等が必ずしも十分ではない中小企業等の担当者がテレワークを導入・活用する際に考慮すべきセキュリティリスクを踏まえ、中小企業等においても実現可能性が高く優先的に実施すべきセキュリティ対策を具体的に示している。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000816096.pdf



<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）

第269回	日時	2022 年 7 月 13 日（水） 18:30～20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	『情報システム・モデル取引・契約書』第二版 セキュリティ仕様の概要と合理的な統制の在り方
	講師	アップデートテクノロジー(株)代表取締役、 ソフトウェア協会理事、Software ISAC 共同代表 板東直樹（ばんどう なおき）氏
	講演骨子	システム開発では、扱われる情報が侵害された場合の影響を考慮に入れて設計されるべきであり、想定リスクの影響度に応じたレベルを定め、適切なセキュリティ仕様要件が策定されることが重要である。 そこで、経済産業省・IPA の「情報システム・モデル取引・契約書」第二版は、改正民法への対応に加え、セキュリティ仕様を取りまとめるプロセスと、具体的なセキュリティ設定を例示した。 本セミナーでは、セキュリティ仕様作成のプロセス策定の狙いと、セキュリティに関する合理的な統制の在り方について解説する。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa-j.or.jp/kenkyu/kenkyu/269.html



<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.saaaj.or.jp/index.html>
- ・会員規程 https://www.saaaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」「情報システム監査実践マニュアル」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

CSA・ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「公認システム監査人」と「システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 S A A J 協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2022.6
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 9：理事会 21：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/11） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期 CSA 面接 15：第 268 回月例研究会 18-19：第 39 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース前半） 中旬：春期 CSA 面接結果通知 中旬・下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	5：支部助成金支給 14：理事会	9-10：第 39 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース後半） 13：第 269 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	11：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 6：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	8：理事会	2：第 270 回月例研究会 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	13：理事会	7：第 271 回月例研究会	
11月	9：予算申請提出依頼（11/28〆切） 支部会計報告依頼（1/9〆切） 10：理事会 16：2023 年度年会費請求書発送準備 28：会費未納者除名予告通知発送 28：本部・支部予算提出期限	調整中：第 272 回月例研究会 中旬：秋期 CSA 面接 下旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 下旬：CSA 面接結果通知	
前年度に実施した行事一覧			
12月	1：2022 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 9：理事会：2022 年度予算案 会費未納者除名承認 第 21 期総会審議事項確認 11：総会資料提出依頼（1/11〆切） 14：総会開催予告掲示 20：2021 年度経費提出期限	2：第 263 回月例研究会 16：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔申請期間 1/1～1/31〕 24：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	11：総会資料提出期限 16:00 11：役員改選公示（1/24 立候補締切） 13：理事会：総会資料原案審議 24：17:00 役員立候補締切 29：2021 年度会計監査 31：償却資産税・消費税申告 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 19：第 264 回月例研究会 21：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕	7：支部会計報告提出期限
2月	3：理事会：通常総会議案承認 28：2022 年度年会費納入期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	18：第 21 期通常総会
3月	4：年会費未納者宛督促メール発信 10：理事会 28：法務局：資産登記、活動報告書提出、東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 4：第 265 回月例研究会	
4月	14：理事会	18：第 266 回月例研究会 初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行	17：春期情報技術者試験・情報処理 安全確保支援士試験
5月	12：理事会	18：第 267 回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接	

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2022 年の会報年間テーマは

「この変化の時代にシステム監査が目指すもの」です。

様々なことが変化、進化していく時代の中で、システム監査人は何をを目指す必要があるのか、システム監査は何を目的として、実施すべきなのか、その対象範囲やシステム監査人に求められるスキルはどのようなのかという点について、整理・検討が必要なタイミングではないかと考え設定しております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第 1 号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

□ ■ 募集記事		
1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードください。 https://www.saa.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードください。 https://www.saa.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先： saajeditor@saa.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先： saajeditor@saa.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <http://www.saa-j.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、金田雅子、越野雅晴、坂本誠、辻本要子、豊田諭、野嶽俊一、柳田正、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2022、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>